

## 一般廃棄物の収集・運搬、処分業務における委託契約基準

### 1 趣 旨

この基準は、「政府調達に関する協定」（以下「協定という。」）及び「地方公共団体の特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（以下「特例政令という。」）が施行されたことに伴い、本市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託契約に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託契約の性質及び根拠

市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分を私人に委託することは、地方自治法第234条（契約の締結）の規定が適用されない公法上の契約と解されることから「協定」及び「特例政令」は適用とならないが、契約締結の方法は市町村の長の裁量に委ねられている趣旨を踏まえ、委託契約の根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を斟酌し、下記に定める条件のいずれかに該当するときに「随意契約」とする。

① 委託料が受託業務を遂行するに足りる額で契約するとき。（廃掃法施行令第4条第5号）（価格競争が不適である。）

また、受託者の資格要件として、受託者が受託業務を遂行するに足りる設備、器材、人員及び財政的基礎を有し、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であり、競争入札による公正性と経済性の原則よりも業務の遂行の適正を重視するとき。（廃掃法施行令第4条第1号）

② 協同組合及び連合会等と契約するとき。

③ 「特殊の性質を有する技術サービス」で役務の提供が特定されているとき又は特許、実用新案に係るもので、当該技術者でなければ製造又は整備することができないとき。

④ 地方公共団体が行う事務については特に秘密を要する場合があり、このような場合で、競争入札による公正性と経済性の原則よりも業務の遂行の適正を重視するとき。

⑤ その性質又は目的が競争入札に適しないとき。

### 附 則

この基準は平成8年3月19日より施行する。